

# 滋賀県立学統合型校務支援システム構築・運用保守業務に係る 総合評価一般競争入札落札者決定基準

## 1 評価実施機関

- (1) 評価は、「滋賀県立学統合型校務支援システム構築・運用保守業務提案評価委員会」（以下「評価委員会」という。）が実施する。
- (2) 評価委員会は、入札参加者から提出された入札書および提案書について、この「落札者決定基準」に基づき、付与する点数の判断を行う。

## 2 落札者の決定方法

入札価格が予定価格以下である者の入札書および提案書について、提案内容の評価による「技術点」と入札価格から算出した「価格点」を合計した総合評価点を評価委員会が算定した後、次の方法で落札者を決定する。

- (1) 有効な入札書および提案書を提出した入札参加者であって、総合評価点の最も高い者を落札者とする。
- (2) 総合評価点の最も高い者が2以上あるとき（総合評価点と同点のとき）の対応
  - ア 入札参加者それぞれの「技術点」および「価格点」が異なる場合  
「技術点」が最も高い者を落札者とする。
  - イ 入札参加者それぞれの「技術点」および「価格点」が同じで「入札価格」が異なる場合  
「入札価格」が最も低い者を落札者とする。
  - ウ 入札参加者それぞれの「技術点」、「価格点」および「入札価格」が同じ場合  
くじ引きにより落札者を決定する。くじ引きの実施日時、場所等については別に連絡を行う。なお、くじを引かない者があるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の9に基づき、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせて落札者を決定する。

## 3 総合評価点の構成

総合評価点（1,000点満点）＝ 技術点（600点）＋価格点（400点）

## 4 価格点の算定方法

- (1) 算定式

価格点は、入札価格の総額をもとに次の算定式により算出する。ただし、小数点第2位未満は切り捨てとする。

価格点＝ $[1 - (\text{入札価格の総額} \div \text{入札価格に係る上限価格})] \times 400$

(2) 入札価格に係る上限価格[予定価格]

ア 入札価格の上限は 468,515,600 円（構築業務と運用保守業務の総経費。ただし、消費税および地方消費税を含まない。）とする。

イ 各年度配分額の上限額（消費税および地方消費税を含まない。）は次のとおりとする。

令和 8 年度	(2026 年度)	0 円	
令和 9 年度	(2027 年度)	2 1 3, 5 9 0, 6 0 0 円	(構築費)
		5 0, 9 8 5, 0 0 0 円	(運用管理・保守)
令和 10 年度	(2028 年度)	5 0, 9 8 5, 0 0 0 円	(運用管理・保守)
令和 11 年度	(2029 年度)	5 0, 9 8 5, 0 0 0 円	(運用管理・保守)
令和 12 年度	(2030 年度)	5 0, 9 8 5, 0 0 0 円	(運用管理・保守)
令和 13 年度	(2031 年度)	5 0, 9 8 5, 0 0 0 円	(運用管理・保守)

## 5 技術点の採点方法

- (1) 技術点は、様式 6 「提案項目一覧表」により提案内容を評価したものの合計点とする。
- (2) 提案は、様式 6 「提案項目一覧表」の各項目によるものとする。
- (3) 技術点は、提案項目に 600 点を配する。
- (4) 様式 6 の項番 1～38 の技術点の採点は評価委員会の委員が行い、委員の平均点（小数点以下切り上げ）をもって最終的な技術点を決定する。

## 6 評価基準

(1) 無効となりえる項目の評価基準

- ・技術点の採点は、評価項目（様式 6 の項番 19～22 の項目を除く。）ごとに、下表の観点により 5 段階の評価（点数付与）を行い、項目により重み付けを行うための加重係数（各評価項目の配分点数÷5）を乗じる。
- ・操作性に関する事項（様式 6 の項番 5～18）はデモンストレーションにより操作性について提案を受けて評価する。

評点	評価基準（例）
5	特に優れている。
4	評価項目の実現にあたり、一般的な水準に比べて優れている。
3	一般的な水準である。
2	提案書に提案内容の記載はあるが、一般的な水準に比べて劣っている。
1	特に劣っている。
失格	要件を満たしていない提案のため失格（7 評価の対象外となる場合）

(2) 行政ネットワークの接続に関わる項目の評価基準

- 行政ネットワークの接続に関わる項目の評価項目（様式6の項番22）は、下表の観点により3段階の評価（点数付与）を行い、項目により重み付けを行うための加重係数（各評価項目の配分点数÷5）を乗じる。

評点	評価基準
5	LGWAN-ASP等を導入し、行政ネットワーク上で直接ブラウザ操作ができる仕組みが実装されている。
3	セキュリティが確保された状態で、既存の仮想ブラウザよりも利便性の高い接続環境が整備されている。
1	既存の仮想ブラウザを使用した接続方式のみの対応となっている。

(3) (1)～(2)に該当しない項目の評価基準

- 様式6の項番19～21の評価項目の技術点の採点は、下表の観点により6段階の評価（点数付与）を行い、項目により重み付けを行うための加重係数（各評価項目の配分点数÷5）を乗じる。
- これらの項目はデモンストレーションにより、操作性について提案を受けて評価する。

評点	評価基準（例）
5	特に優れている。
4	評価項目の実現にあたり、一般的な水準に比べて優れている。
3	一般的な水準である。
2	提案書に提案内容の記載はあるが、一般的な水準に比べて劣っている。
1	特に劣っている。
0	提案がない。

(4) 任意機能の評価点算出式

- 様式6の項番39の項目の採点方法は、本県の要求する業務や機能要件の実現に対する付加機能として、対応可能な場合は「○」、対応不可の場合は「×」、代替案で対応可能な場合は「▲」を対応可否欄に入札参加者が記載し、対応可能とする機能について提案内容の評価する。対応可能または代替案であっても本県の要求する機能要件として満たすと判断された場合は1点、本県の要求する機能要件に満たないが、実用可能と判断される場合は0.5点とし点数の合計（小数点以下切り上げ）を評価点とする。

[任意機能の評価点＝（項目別評価点合計÷項目別評価点満点）×任意機能の配分点満点]

評点	評価基準（項番 39 任意機能）
1	対応可能で、本県の要求する機能要件として満たす。
0.5	代替案で対応可能で、本県の要求する機能要件として満たす。
0	本県の要求する機能要件に満たしておらず、利用者に負担を強いる等の理由により実現性がない。

## 7 評価の対象外となる場合

評価委員会事務局の事前の審査の結果、次の（1）から（3）に該当する場合は、失格または無効とし、次の（4）から（7）に該当する場合は、評価委員会による審議を経て無効とし、評価の対象外となるとともに落札者決定の対象から除外される。

- （1）入札価格が、予定価格を上回る場合
- （2）業務費の各年度の配分額が、各年度配分額の上限額（4（2）イの額）を上回る場合
- （3）様式4「要件確認表」の対応可否欄に「×」がある場合
- （4）仕様書の要求内容のうち実施しない、またはできないとする項目がある場合
- （5）仕様書で要求水準を定めたものについて、その水準を満たさない場合
- （6）「6（1）無効となりえる項目の評価基準」の中で提案を求めた項目に対して、提案内容が示されていない場合
- （7）技術点が満点中50%を満たさない場合